## 特定個人情報の利用目的改定について

平成 29 年 12 月 株式会社商工組合中央金庫

株式会社商工組合中央金庫(以下「当金庫」といいます。)は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当金庫の、個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を、以下のとおり変更(追加)することを連絡いたします。

なお、変更日は、預貯金口座付番(補足参照)が開始される平成30年1月1日からといたしますので、申し添えます。

※変更(追加)点は下線部をご覧ください。

## [個人情報、特定個人情報等のお取扱いについて]

当金庫の個人情報、特定個人情報等(個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報) の取扱いについて、以下の通り公表いたします。

- 1. 個人情報、特定個人情報等の利用目的
  - 個人情報の利用目的 (以下、省略)
  - 2) 特定個人情報等の利用目的

当金庫はお客様の特定個人情報等を、以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- ①金融商品取引に関する法定書類作成事務のため
- ②非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ③国外送金等取引に関する法定調書作成事務のため
- ④法令に基づき作成する支払調書の作成事務のため
- ⑤預貯金口座付番に関する事務のため
- ⑥その他①から⑤までに関連する事務のため

## (補足)

預貯金口座付番とは、平成 27 年 9 月に改正された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および、その他関連法令に基づき、預貯金口座を個人番号と紐付けることを言います。